

全建事発第 027 号

令和 6 年 6 月 5 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔 公 印 省 略 〕

改正建築基準法・改正建築物省エネ法の施行日前後における規定の
適用に関する留意事項等について（周知提供）

平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が令和 4 年 6 月 17 日に公布され、改正法の第 2 条、第 4 条の一部等の規定による改正については、令和 7 年 4 月 1 日に施行される予定です。

この度、国土交通省より、改正法による改正建築基準法・改正建築物省エネ法の施行日（令和 7 年 4 月 1 日）前後における規定の適用に関する留意事項等についての周知依頼がありました。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、貴会会員企業の皆様へ本件について周知賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

【添付資料】

01_国交省通知文

02_改正建築基準法・改正建築物省エネ法の施行日前後における規定の適用に関する
留意事項

03_別紙 施行日前後の省エネ基準適合義務に関する適用関係について

以 上

担当:事業部 本多

TEL:03-3551-9396

FAX:03-3555-3218

e-mail:jigyo@zenken-net.or.jp